

第1回山形県夜間中学在り方検討委員会

●出席者 夜間中学在り方検討委員 10 名、事務局員

1 説明・報告

- ・国の第4期教育振興基本計画において、すべての都道府県、指定都市に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよう促進するとの方針が出された。
- ・山形県に設置するとなったときに、どのような夜間中学校が必要で望ましいかなどをそれぞれの立場から検討し、報告書を作成していくことが本委員会のねらいである。

(1) 夜間中学に関する現状について

○事務局から、資料に基づいて全国や山形県の現状を説明。

○江口委員から、全国の状況や設置に至るまでの経緯等を説明いただき、夜間中学について理解を深めた。

- ・当初の夜間中学校というのは、戦後、中学校までが義務化されたにも関わらず、働かなければならない、家族や弟、妹の子守りをしなければならぬ等、様々な事情で長期間欠席状態にある子供たちのために、夜間の学びの場を用意するという形で始まったのが歴史である。
- ・その後、学齢を超えた義務教育の未修了者の入学が増加し、いわゆる成人教育、成人基礎教育などと言われるような役割に変化してきた。
- ・90年代以降、増加し始めた外国人の学びとに公的な教育を保障する機関がないために、夜間中学にその役割が求められるようになった。
- ・2016年の教育機会確保法で、これまで夜間中学が果たしてきた役割が公的に認められ、新設や拡充の必要性が確認された。
- ・高齢の方が「学校に行ってみたかった」という思いをかなえられる場所である。
- ・不登校等で比較的若年の方で学校が苦手だったという方にとって、公的な場所での人間関係をつくり直す役割を果たしている。
- ・外国から来た若年の方が、高校進学あるいは職業資格を取得していくという時に、日本では今も高校卒業の資格が必要という社会となっている。
- ・他県で設置する際は、まずは1校設置し、県全体のニーズにどう応えていくかを検討してきた。

(2) ニーズ調査の結果について

- ・チラシ、はがき付きチラシの配布・設置依頼に加え、Google フォームを使用した。
- ・県のホームページ、Facebook、旧 twitter への掲載のほか、ラジオやテレビで周知した。
- ・山形駅など街頭でチラシを配布した。
- ・この結果、夜間中学校で学んでみたいと回答した方は14名であった。

- ・日本語教室等の支援者には届いていない状況もあったと聞いているので、答えたかった方はもっといって考えられる。

2 協議

(1) 本委員会の検討内容について

事務局：「設置要項第2条の通り、検討委員会は、山形県教育委員会教育長が検討を依頼する次の事項について調査検討し、教育長に報告する」とある。報告書の作成に向け、次回の在り方検討委員会において話し合う必要がある項目について協議いただきたい。

<検討項目>

- ①設置主体
- ②開校時期
- ③入学対象者
- ④学校規模
- ⑤設置場所の要件
- ⑥修業年限、入学時期、編入学対応

澁江委員長：項目を検討するにあたって、委員の皆様にはイメージがわからない部分があると思われる。江口委員から、全国の状況についてご教示いただきたい。

<江口委員から全国の状況について説明>

- ・市町村立が基本であったが、広域から生徒が通う可能性があり、1つの市町村内で完結するよりも、自治体をまたぐ学校ということで県立という方式も考えられる。大都市部ではない地域では、県立での設置が広がりつつある。
- ・県立で義務教育段階の教育を施すことに難しさもあると聞いている。どちらがいいとは言いがたい。兵庫県では姫路市立の夜間中学設立を県がバックアップし、連携をとって運営している仕組みもある。
- ・私立は沖縄県の1校のみ。初めて認可された学校である。自主夜間中学と呼ばれているものは、学校教育法上の学校ではなく、ボランティアにされている、どちらかというと社会教育や生涯学習に近いものである。
- ・学齢期の不登校の子どもへのニーズが高まっているが、香川県や福岡県大牟田市などでは学びの多様化学校とコラボする形式で実施している事例がある。数は少ない。
- ・京都市の洛友中学校が1番最初に設置した形態となるが、昼間の学びの多様化学校と夜間中学の併設型もある。教員の乗り入れをすることで相乗効果もある。行事を一緒に行う取組みがある。
- ・全校生の数については、一番多いところで、昨年度の調査で123名、一番少ないところだと6名だった。
- ・在籍可能年限は大阪では9年。学年というものは事実上形式的な意味しか帯びていないようである。
- ・学年と別に日本語学習コースや高校進学コースのようなものを作り、生徒の希望や実態に合わせて学級編制をしている状況もある。

- ・やる気のある先生が集まっているところが多い。外国ルーツの方への教育に関心を持っている先生や日本語教員の資格を取得している方、また自身が不登校経験者であり、そういう方に関わりたいなど非常に熱意のある方もいる。
- ・日本語指導に関しては、多文化共生サポーターのような仕組みを持っている自治体は、それを活用している。
- ・基本的に夜間中学に来られる方は学習意欲が高い。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置が少しずつ公立の夜間中学校にも進んできている。
- ・夜間中学校を単独校としてつくるところが増えており、その学校には夜間中学専任の校長先生が常駐している。
- ・通常の、年齢に応じて4月に入学するという仕組みとは異なる学校になるため、夜間中学を知ったタイミングや、ご家庭の状況、通学したい気持ち等にできるだけ添えるようにということが長年大切にされてきた。例えば、大阪府の場合は4月入学と9月入学の2回、兵庫県は1学期の間は随時入学を認めるなど、入学したい希望があるときに入学を認めるということもある。できる限りいつからでも学べるような仕組みを可能な限り整えていく方が夜間中学には適していると考えます。

金沢委員：夜間中学の理解が進んだ。一方で、教員不足で小学校、中学校ともなかなか教員が配置できないなど、課題が多くあるのが現状である。人材確保や財政面で工夫している先進的な例はあるか。

江口委員：設置者の意思が重要だと考える。教育機会確保法の内容は、学齢期を過ぎても、どの国籍であっても、義務教育段階の普通教育に相当する教育を受けることは権利であって、地方自治体が保障しなければならない責務があるということを明確にしている。今からの時代、人口が減少していき、一人一人を本当に大切にしたい教育をつくっていく必要がある。

教員不足等の中、新しい学校を設置することは簡単ではない世の中ではあるが、一番に考えるべきは法律ができたことである。教育機会確保法第14条で、「義務教育段階の教育を十分に受けられなかった方に対して、夜間中学の設置その他の必要な措置を地方公共団体は講じる責務がある」と義務規定のように記載されている。人の足りないところはボランティア制度でスタッフを地域の中で募るとか、日本語指導の制度がないのであれば、指導できる人材を地域の中で掘り出していくなど、知恵を絞っていく。フル装備はなかなか難しいと思うが、知恵を絞ってできることを考えていくことが大切である。

栗田委員：起立性調節障害の学齢期の子どもが、通級のように利用している例はあるか。

江口委員：在籍校への所属など、繊細なことであるため事例はまだ少ないが、検討している県もある。

江口委員：いろいろな方がいる環境であたたかい場が生まれている。文部科学省の広報動画やドキュメンタリーなどを見ていただくとわかりやすい。

5年後、10年後の生徒層が今と同じとは限らないので、比較的幅を広く想定してもいいかもしれない。

事務局：教員配置をはじめ、財政面など多くの課題があるところは承知しているところだが、どの年代の方にも学力を保障していく必要を感じている。

委員長：検討項目については了承。第2回目で、まずはどのような学校が望ましいか、意見をいただいていく。

3 その他

(1) 次回以降の委員会について

○第2回 9月11日(木)

○第3回 10月14日(火)